

合併浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。
今年度の申請の締切りは平成28年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!

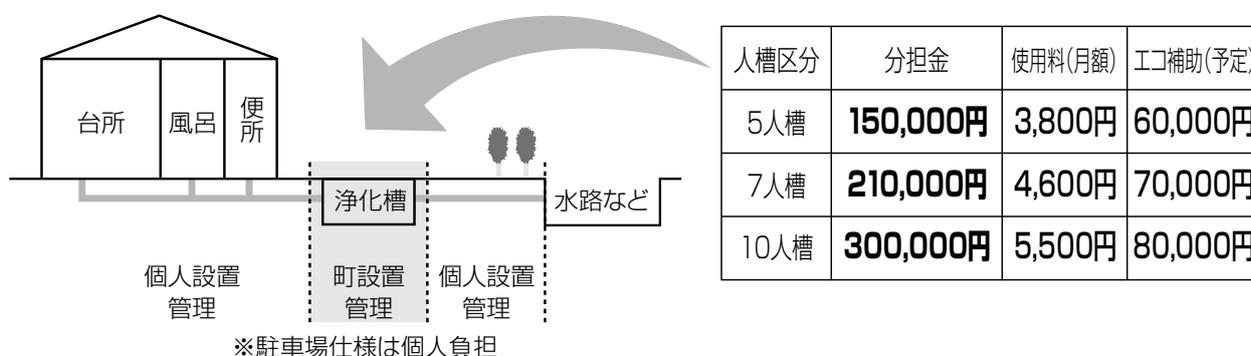
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。
(現時点では、金額は確定ではありません。)

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

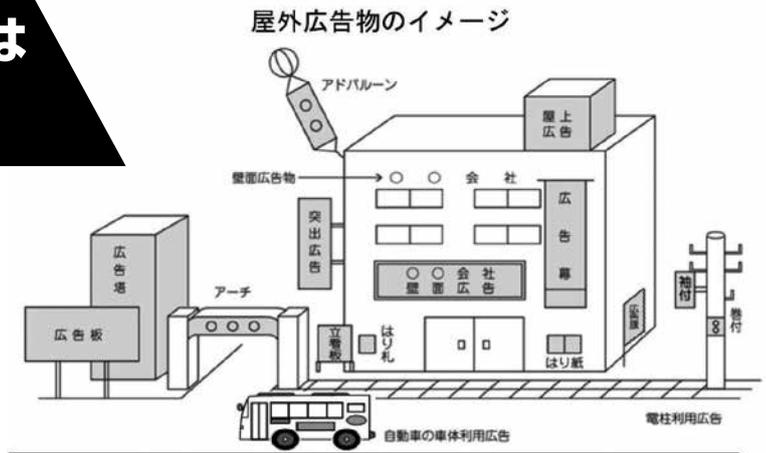
群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成26年度で77.5%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成26年度で28.3%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807(直通)

屋外広告物を表示するには許可が必要です

屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして重要な役割を担っており、まちを活気づける手段にもなりますが、同時に景観の一部を形成していることから、美しいまちなみとの調和が求められます。



<p>屋外広告物とは 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示する看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、壁面広告などをいいます。</p>	
<p>許可申請 屋外広告物を表示する場合は、下仁田町屋外広告物条例により、許可が必要です。申請手続きを行っていただきます。</p>	<p>許可基準 屋外広告物の種類ごとに表示面積、設置場所など、許可基準が定められています。許可基準に適合しないものは表示できません。</p>
<p>許可期間 屋外広告物の種類ごとに許可期間が定められています。許可期間満了後も引き続き表示を希望する場合は、更新の手続きが必要となります。</p>	
<p>禁止広告物 著しく破損し、又は老朽化したもの、信号機、道路標識又は道路工事前標識などに類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるものなどは表示できません。</p>	<p>禁止物件 橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹、信号機、カーブミラー、ガードレールなどには、屋外広告物を表示することはできません。また、電柱、街灯柱には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません。</p>
<p>禁止地域 禁止地域には、原則として屋外広告物を表示できません。</p>	<p>事前相談 禁止地域内において自家広告物を表示する場合は、届出が必要となります。</p>
<p>適用除外 自らの事業所等に店名などを表示する自家広告物については、禁止地域で合計10㎡以下、許可地域で合計15㎡以下の必要最小限の広告物であれば許可を受けずに表示することができます。</p>	
<p>申請書 屋外広告物の表示の許可を受けようとする場合は、許可申請書に関係書類を添えて、建設ガス水道課へ提出してください。許可申請書の様式は種類ごとに異なりますのでご注意ください。また、許可申請書に添付する関係書類は、設置場所を表示する位置図、面積・形状を明らかにした図面などです。</p>	
<p>許可手数料 許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可手数料が必要となります。詳しくは建設ガス水道課へお問い合わせください。</p>	

申請・問合せ先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807(直通)

景観の届出が必要です

下仁田町景観条例により、次に該当する場合には町への届出が必要となります。
 「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更」
 建築確認の届出をする前に、町へ景観の届出をしてください。
 まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは事務担当へお問い合わせください。

問合せ・届出先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807(直通)

窓口業務のご案内

証明書の取得忘れや住所異動等の届出忘れはありませんか？



【開庁時間】

- ・土・日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、年末年始の12月29日から翌年1月3日までは閉庁となります。)
 - ・毎週水曜日は、住民票等の証明発行業務を午後7時まで延長しています。(水曜日が祝祭日の場合は、その翌日)
- ※取扱業務は、下記の各種証明等(税証明を除く)の交付業務のみです。ご注意ください。

【各種証明等】

	主に必要なもの	注意事項
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・写真付公的身分証明書(運転免許証等) ※無い場合には、事前にご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理申請も可能ですが、1週間程度日数を要します。余裕を持って申請してください。 ・欠けている印鑑や家族で登録している印鑑など、登録できない印鑑もあります。
印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の場合でも、必要な方の印鑑登録証を持参すれば取得可能です。
戸籍・除籍・改製原戸籍の謄・抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人を確認できる書類 ・必要な人との関係が分かる戸籍等 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる人は、戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属(両親・祖父母等)、直系卑属(子・孫等) ・上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる人は、本人及び同一世帯の人。 ・上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
税証明	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる人は、本人及び同一世帯の人。(固定資産に関する証明は、本人のみ) ・上記以外の代理人の場合は、委任状が必要です。
パスポートの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券引換書・手数料 ・本人を確認できる書類等(申請時に不備があった場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず申請者本人が来庁してください。 ・発行日から6ヶ月以内に受け取らない場合、パスポートは失効してしまいます。
マイナンバーカードの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・交付通知カード・通知カード ・本人を確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず申請者本人が来庁してください。

【住所異動届】引越しをした場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
転入	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書・本人を確認できる書類 ・認印・保険証 他 	転入した日から14日以内
転出	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できる書類・認印 ・各種保険証 ・町発行の受給者証等 他 	引越しの日の前後1週間くらい
転居	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できる書類・認印 ・各種保険証 ・町発行の受給者証等 他 	転居した日から14日以内

【国民健康保険・国民年金】

就職や離職等により保険証が変わった場合、下記の手続きが必要になります。忘れずに届出をしてください。

	主に必要なもの	届出期間
国民健康保険から社会保険等に切替	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証・認印 ・社会保険等保険証・国民年金手帳 	社会保険等に加入した日から14日以内
社会保険等から国民健康保険に切替	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等離脱証明書・認印 ・国民年金手帳 	社会保険等を喪失した日から14日以内

問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2112(直通)

固定資産税の縦覧・閲覧制度と審査申出制度

縦覧制度については、納税者が他の人の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認していただく制度です。ただし、評価額のみ縦覧なので所有者の特定はできません。また、土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋の評価額を土地・家屋価格等縦覧帳簿により縦覧できる制度です。

閲覧制度では、借地・借家人等に対して、使用又は収益の部分についての固定資産税の課税内容が閲覧できます。その他、固定資産評価審査委員会へ審査申出ができる制度もあります。具体的には次のとおりです。

●縦覧制度(土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月)(土・日曜日、祝祭日を除く)

縦覧場所 役場 住民税務課 税務係

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで

縦覧できる人 町内に資産を所有する納税義務者(納税者)とその代理人及び同居の親族

縦覧内容 土地は地番、地目、地積、価格。家屋は地番、種類、構造、床面積、価格。

●閲覧制度(固定資産課税台帳の閲覧)

閲覧期間 閲覧内容 随時(土・日曜日、祝祭日を除く)

閲覧場所 役場 住民税務課 税務係

閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで

閲覧できる人 ①固定資産税の納税者本人とその代理人

②借地人・借家人(家屋の敷地の閲覧を含む)

③固定資産を処分できる人(所有者、商法の管理人、破産管財人など)

閲覧内容 土地は、所有者、所在、地番、地目、地積、評価額、課税標準額。

家屋は、所有者、所在、種類、構造、床面積、基準年度の価格、課税標準額。

●審査申出 納税通知書を受け取りその内容について疑問がある場合には、お気軽に税務担当におたずね下さい。なお、納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常は納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して3ヶ月以内に、町長に対して不服の申し立てをすることができます。

また、固定資産税の価格について不服がある場合は、固定資産台帳に価格を登録した旨の公示の日(原則として4月1日)から、納税通知書を受け取った日以後3ヶ月を経過する日までに、固定資産評価委員会に対して審査の申出をすることができます。

【問合せ先】住民税務課 税務係(内線338)

家屋全棟調査にご協力ください

下仁田町では、家屋の基礎資料を整備して、より適正な課税を図るため、平成27年度に引き続き28年度も家屋全棟調査を行います。

●家屋全棟調査とは

町内にあるすべての家屋について、家屋課税台帳に登録のある内容と現状を照合し、未評価家屋の把握や取り壊しのある家屋を調査するものです。未評価として確認した家屋については、後日調査及び評価作業を実施します。

●調査方法

町が委託した業者の調査員(現地調査用の身分証を所持)が行います。

原則として、公道からの視覚調査で行いますが、許可を得て敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査の際は対象家屋の写真を撮影しますのでご了承ください。



問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113(直通)

出前講座をご利用ください

町では、町民の皆さまに町政に対する理解を深めていただくことを目的として、平成18年度から行政出前講座を行っています。現在まで健康管理やジオパーク、世界遺産関連をはじめとした様々な講座が開講されており、受講者からは「普段聞けないことを直接聞いて良かった」「今まで以上に自分の町に対しての誇りと愛着が湧いた」等の声を頂いております。

今年度も日々の暮らしの中で役に立つ講座を揃えておりますので、みなさまお誘いあわせの上お申し込みください！

○お申し込み方法等

- (1)町内に在住、在勤、在学している5人以上の団体、グループで、開催希望日の14日前までに「出前講座メニュー」から希望講座を選び、地域創生課地域振興係に受講申込書を提出してください。（申込書は地域創生課にあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。）
- (2)会場は申込者側で準備をお願いします。
- (3)開催時間は年末年始を除き、午前9時から午後9時までの間で最大2時間程度です。
- (4)担当職員が1～2名程度で会場へ出向き、説明を行います。
- (5)受講料は無料です。

○注意事項

- (1)質問等その場で即答できないこともあります。
- (2)業務の都合で日時等の希望に添えないこともあります。
- (3)業務の説明を行うもので、苦情、要求、批判等は原則お受けできません。
- (4)政治、宗教、営利を目的とした催しと思われるものはお受けできません

○問合せ先 地域創生課 地域振興係 ☎64-8809

平成28年度 行政出前講座メニュー

番号	名 称	概 要
1	役場の仕事の概要	役場組織機構、各課等の仕事概要説明
2	情報公開・個人情報保護制度について	情報公開制度、個人情報制度の説明
3	選挙制度について	選挙制度全般の話
4	防災・減災について	防災全般の概要説明について
5	町の財政について	町の歳入・歳出・起債などについて
6	人事院勧告制度について	制度の役割と内容説明
7	固定資産税について	土地・建物等の固定資産税課税の仕組みについて
8	町民税について	給与所得者、年金所得者、営業所得者等所得の種類に応じて申告から課税の仕組みについて
9	しもにたバス(路線バス)について	路線バスの運行内容や乗車方法等についての説明
10	みんなで創ろう、輝く下仁田!(第4次総合計画について)	平成19年度から10年間にわたる町の将来についての指針、目標、その実現のための施策
11	まちづくりの補助金について	国・県・企業等が出す、まちづくりのための補助金についての説明
12	まち・ひと・しごと創生総合戦略について	総合戦略に基づく平成27年度から5年間の取り組みについての説明
13	ふるさと納税について	ふるさと納税のやり方、仕組み等についての説明
14	地域おこし協力隊について	地域おこし協力隊の役割や活動内容等についての説明
15	空家の有効活用をしませんか?	空家対策事業の現状と課題について
16	介護保険について	制度のしくみやサービスの利用方法について説明
17	HOW TO 国保	～わかりやすい国保のしくみ～国民健康保険の制度について

番号	名 称	概 要
18	後期高齢者医療ってどんなもの	～わかりやすい後期高齢者医療のしくみ～後期高齢者医療制度について
19	知っていますか～福祉医療～	福祉医療の制度について
20	障害者自立支援制度のあれこれ	障害者自立支援制度の仕組み、サービスの内容、申請から認定、利用まで
21	高齢者の健康管理	いつまでも元気に生活を送るための方法を住民と一緒に考えて取り組んでいきます。
22	地域の見守り支援について	地域の見守りの力で高齢者の孤立や孤独死を無くすために地域の見守り支援についてお話します。
23	ライフステージ別(年代別)食育講座(調理実習と講和)	乳幼児期～高齢期まで、それぞれのライフステージに合った食事の重要性を、調理実習・試食をしながらお話します。
24	しもんたに『食shock』をおこそう 下仁田町食育推進計画について	『食』を通じて町民の皆さんがいきいきと生活できるための計画づくりです。“食べること”楽しみませんか。
25	ほほえむカラダづくり	『生命の貯蓄体操』『腰痛予防体操』など、体を動かした健康づくりをご紹介します。
26	生活習慣病予防について	糖尿病、高脂血症、高血圧などの生活習慣病について、病気のしくみや予防のためのヒントをお話します。
27	こどもの健康	乳幼児期のこどもに関する健康について
28	こころの健康	「ストレス時代」のこころの元気アップについて
29	健診を受けましょう	受診方法や健診の内容、健康相談について
30	ECO生活はお得な生活	私たちにできるエコな活動と、エコな活動に対する町の助成制度(有価物集団回収補助金・生ごみ処理機購入費補助金)等についてお話します。
31	温室効果ガス抑制に向けて～地球温暖化防止実行計画について～	「下仁田町等地球温暖化防止実行計画」の取り組みについて、お話します。
32	未来につなぐ 水源のまち 下仁田 ～環境基本計画年次報告から～	「下仁田町環境基本計画」は平成19年度に策定され、平成28年度までの10年間を計画期間としています。基本計画の取り組み状況を取りまとめた年次報告書の内容について、お話します。
33	悪質商法の被害にあわないために	悪質商法の概要及び相談について
34	鳥獣被害防除対策について	野生鳥獣の被害から農作物を守る方法についての説明
35	農地に関するきまり	農地の転用、売買など行う場合の制限、手続き等について説明
36	水源を守る浄化槽の設置事業	「未来につなぐ水源の町」として、家庭から出るし尿及び雑排水を処理する浄化槽の普及を目的とした事業の紹介。
37	宮畑浄水場施設見学	宮畑浄水場を見学してもらい、飲み水のできるまでを説明
38	下仁田町のガス供給のはなし	都市ガスが供給所から家庭に届くまでの説明
39	町議会のしくみについて	議会構成、議会運営、請願、陳情について
40	監査制度について	監査の役割・監査制度の概要
41	軽スポーツ講習会	教育委員会所有の軽スポーツ用具(ベタンク・スポレック・キンボール)等を使用し、体育レクリエーション種目の講習を行う。
42	学校給食のはなし	学校給食のできるまで
43	下仁田町公民館施設見学	公民館内の施設を見学してもらい、利用方法などについて説明
44	下仁田の文化財紹介	①教育委員会発行の「下仁田の文化財」リーフレットを資料とし、指定文化財の説明を行う。 ②地域に残る口伝・伝承の聞き取りを行い、整理・保存を行う。
45	蚕種貯蔵施設としての荒船風穴	「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として、世界遺産登録を目指している「荒船風穴」について、蚕種貯蔵施設として果たしてきた役割や調査した成果などについて説明を行う。
46	下仁田ジオパークについて	①町内のジオサイトや地質遺産の説明 ②現在のジオパーク推進状況などの説明
47	家庭から出されたごみの行方	ごみ処理過程説明、施設見学(搬入・分別・資源化・焼却・最終処分等) 現地説明を想定しているが、出前での説明でも可能です。
48	町のし尿・浄化槽汚泥の処理	し尿・浄化槽汚泥の処理過程の説明 現地説明を想定しているが、出前での説明でも可能です。
49	町における廃棄物の資源化	家庭等から出された廃棄物のうち、資源として利用可能なものの再資源化の行われ方についての説明
50	廃棄物の減量化について	廃棄物の減量化の意義、目的等についての説明
51	特製メニュー	ご要望により内容の調整をします。